

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面 (12)

2016年3月8日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李		博	盛
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金		敏	寛
同 弁護士	池		上	遊
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	貴
同 弁護士	尾	崎	英	司
同 弁護士	朴		憲	浩

他49名

## 目 次

- 第1 はじめに（3頁）
- 第2 本件の裁量権行使のあり方が無償化法の趣旨に反し許されないこと（3頁）
  - 1 規程13条に教育基本法16条1項を読み込むことは背理であること（3頁）
  - 2 審査会の議論を無視していること（10頁）
  - 3 まとめ（11頁）
- 第3 本件不指定処分は事実誤認に基づくこと（11頁）
  - 1 被告の「不当な支配」に関する主張の概要（11頁）
  - 2 規程13条該当性の検討は、教育基本法16条1項の「不当な支配」該当性の検討に集約されること（11頁）
  - 3 不当な支配に関する検討のポイント（13頁）
  - 4 これまでの被告主張の概要と原告の反論概要（13頁）
  - 5 被告第4準備書面-第3において指摘する事情について（14頁）
  - 6 まとめ（18頁）
- 第4 本件不指定処分は政治的・外交的理由によってされたものであること（18頁）
  - 1 下村前文科大臣の発言内容（甲60の1）こそが、被告のハ号削除および本件不指定処分の理由であること（18頁）
  - 2 意見公募手続における文部科学省の考え方は、ハ号削除及び本件不指定処分の理由に他ならないこと（23頁）
  - 3 まとめ（23頁）

## 第1 はじめに

本準備書面では、被告第4準備書面における本件不指定処分の違法性に関する被告の主張に対し、必要と認める範囲で再反論を行うものである。

主な内容としては、本件規程13条に「不当な支配」を読み込むことの不当性、審査会の議論を無視して行われた本件不指定処分の違法性（本準備書面第2）、被告の「不当な支配」に関する事実誤認および資料の開示要求（本準備書面第3）、本件不指定処分が政治的・外交的配慮により行われたこと（本準備書面第4）である。

## 第2 本件の裁量権行使のあり方が無償化法の趣旨に反し許されないこと

### 1 規程13条に教育基本法16条1項を読み込むことは背理であること

#### (1) 無償化法の核心は「教育の機会均等」の確保にあること

##### ア 被告の主張

被告は、無償化法が「日本国内の外国人学校で学ぶ全ての高校生に対する教育の機会均等を等しく確保することを要求するものでも、無条件にその無償化を求めるものでもな」として、本件規程13条の適合性判断において、教育基本法16条1項の「不当な支配」の趣旨を組み入れることを正当化しようとする（第4準備書面4頁）。

##### イ 原告の反論

そもそも無償化法は、これまで原告が述べてきたとおり、①高等学校等が国民的な教育機関となり、その教育の効果が広く社会に還元されていることから、その経済的負担も国民が担うべきこと、②家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安

心して教育を受けることができることが要請されること、③A規約の留保撤回に向けた施策が国際的に強く求められていたこと、という立法事実に基づいて制定された法律である。

そして、無償化法は、同法の目的においても「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。」と明示した（無償化法1条）。この文言からも明らかなおり、無償化法は、経済的負担の軽減を図ることを手段として、「教育の機会均等」を確保することを目的とし、憲法26条1項が保障する教育を受ける権利を具体化したものである。

さらに、我が国において、③の立法事実を受けて無償化法が制定されたことにより、その2年後である2012（平成24）年9月、A規約13条2項（b）、（c）の批准留保が撤回された。

このような一連の事実経過から、無償化法の核心が、教育の機会均等の確保にあることは明白である。そして、無償化法は、その実現のために国がとるべき具体的施策についても、子どもの教育を受ける権利を最大限尊重し、機会均等であることを厳格に要求していると解すべきである。

そうであるからこそ、無償化法の制定時、就学支援金の支給の対象となる学校の指定・不指定にあたっては、主観的・恣意的な判断を排斥し、政治・外交的配慮を持ち込むことは許されず、教育上の観点から客観的に判断するということが繰り返し確認されたのである（甲10）。

また、このように理解することは、すべての子どもの教育を受ける権利を保障し、具体的な施策においても差別を禁止する、A規約13条、同2条1項、同2条2項及びB規約26条といった

国際法の観点ともまさに整合する。

被告の主張は、以上のような無償化法の立法事実、制定過程での議論及び国際法の要請を一切無視し、独自の解釈を繰り広げているにすぎない。それにとどまらず、「無条件にその無償化を求めることまで保障するものでな」との根拠で教育基本法16条1項の話を持ち出すなど、論理飛躍も甚だしく、その主張内容は極めて不合理である。

(2) 給付処分であることは理由にならないこと

ア 被告の主張

被告は、「就学支援金の支給対象校としての指定処分は、いわゆる給付行政・給付処分であり、支給対象校としての不指定処分が侵害行政・侵害処分となるものではない」と主張して、本件規程13条の適合性判断において、教育基本法16条1項の「不当な支配」の趣旨を組み入れることを正当化しようとする（第4準備書面4頁）。

イ 原告の反論

本件で問題となる就学支援金は、教育の機会均等を確保し、子どもの教育を受ける権利（憲法26条、A規約13条2項（b））を具体化した制度である。

そうすると、対象校に指定されず、就学支援金を受けられない状態となった子どもは、教育を受ける権利が保障されず、重大な不利益が生じることは明らかである。

一般に、裁量の広狭は、その処分の性質や保障すべき権利の重要性、不利益の程度等も加味して総合的に判断されるのであって、被告主張にあるように給付処分であることだけをもって、裁量が無限定になるわけではない。

まして本件のように、対象校の指定・不指定の判断基準自体を、行政が事後的に解釈で操作し、主観的・恣意的な論理を用いて処分を下すことなど到底許されない。

(3) 無償化法制定にあたって「不当な支配」を読み込むことは想定されていなかったこと

ア 被告の主張

被告は、「支給法の制定に係る国会審議等においても、本件規程 13 条の適合性判断について、教育基本法 16 条 1 項の『不当な支配』の有無が問題とされていた」ことから、『『不当な支配』を読み込むことは当初から予定されていた』と主張する。

イ 原告の反論

しかしながら、そもそも被告引用部分（第 1 準備書面第 3 の 1 及び 2）には、「不当な支配」という用語などあらわれていない。

それにとどまらず、無償化法制定に向けた衆参両院の国会審議全体においても、教育基本法 16 条 1 項の「不当な支配」を読み込むという議論は、一切出てきていない。

むしろ、原告準備書面(3)第 2 の 1 で詳細に引用したとおり、国会審議においては、規程 13 条の判断にあたって、専修学校を基準に客観性を担保する仕組みを議論すべきこと、及び、朝鮮高校への無償化法の適用を前提としていることが、繰り返し答弁されていた。

このように、無償化法の制定過程においては、客観性を担保する仕組みが前提とされており、その真逆である教育基本法 16 条 1 項の「不当な支配」を読み込むことは、全く想定されていなかった。

被告の主張は、証拠に基づかないどころか、証拠にあらわれて

いる国会審議の議論状況をねじ曲げ、その評価を誤らせるものであり、著しく不当であるとの非難を免れない。

(4) 教育基本法 16 条「不当な支配」を読み込むことの不合理性

ア 被告の主張

被告は、「支給法は、法令に基づく適正な学校運営がされていないおそれや懸念がある場合にまで就学支援金を支給すべきことを予定しておらず」、本件規程 13 条の適合性判断において教育基本法 16 条 1 項を読み込むことは不合理ではないと主張する。

イ 原告の反論

(ア) 教育基本法 16 条「不当な支配」を読み込むべき合理的理由がないこと

原告は、本訴訟において、無償化法の立法事実、制定過程及び制度の趣旨・目的に立ち返り、教育の機会均等を確保し、子どもの教育を受ける権利を保障すべきこと、対象校の指定にあたり客観的基準を用いるべきことを繰り返し主張・立証してきた。

これに対し、被告は、現在まで、なぜ支給法が法令に基づく適正な学校運営がされていない「おそれ」や「懸念」がある程度であっても、就学支援金を支給すべきことを予定していないのか、明確な理由を説明できていない。

この点、被告は、「国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであることが必要」と述べる（第 2 準備書面 7 頁ほか）。しかし、被告が指摘する「国民の租税負担」は、行政行為である限り他のいかなる制度でも生じ得る問題であり、規程 13 条についてのみ特に厳格に取り扱うべき理由とはならない。とりわけ、本件では、不指定処分によって教育の機会均等

に重大な支障が生じるのであるから、尚更である。

このように、議論を噛み合わせようとしなない被告の態度が、教育基本法16条「不当な支配」を読み込むことの不合理さを如実に示している。

(イ) 基準が主観的・恣意的になること

前述のとおり、無償化法は、主観的・恣意的な判断を排斥し、客観的に判断することを前提に、その基準について議論された。

しかしながら、教育基本法16条「不当な支配」を読み込み、被告主張のような「おそれ」や「懸念」という概念を要件の中に読み込めば、判断基準は途端に主観的・恣意的になってしまう。

このことは、被告主張が裏付けている。

被告のこれまでの主張を検討しても、九州朝鮮高校について、どのような事実を認定し、どのような判断過程で、法令に基づく適正な運営がなされていない「おそれ」や「懸念」があると判断したのか、第三者の目から理解できない。その原因は、被告の判断を導いた基準が、客観性を有しないからである。

結局のところ、被告が支給を拒否したければ、客観性のない当該判断基準を持ち出して、拒否することが可能となる。このような運用こそ、無償化法の制定過程で危険視されていた主観的・恣意的な判断に他ならない。

(ウ) 原告らに過度の証明責任を負わせること

被告の主張を前提にすれば、法令に基づく適正な学校運営がされていない「おそれ」や「懸念」が「ない」ことについて、原告らが立証責任を負うこととなる。しかも、本件では、「おそれ」や「懸念」という概念で抽象化されていることにより、「ない」ことの立証には、より詳細な証明が要求される（その意味で、悪魔の

証明を求めるに等しい。)

しかしながら、そもそも、無償化法は、本書面第2の1(1)で述べたとおり、教育の機会均等の確保を核心としている。

このことからすれば、無償化法が、子どもらに対して厳しい要件を課し、「ない」ことを証明出来ない限り就学支援金を受けさせない、などという仕組みを要求するとは到底考えられない。

むしろ、就学支援金の受給を原則とし、目的を達成できない場合に限り、留意事項を付して事後的な改善を促したり、重大な違反が判明した場合には取り消ししたりして、対応することとしたと解すべきである。

原告らに過度な証明責任を負わせる被告主張の基準は、その意味でも不合理である。

#### (エ) 「不当な支配」の責任を子どもらに課すことの不合理性

ある高等学校等に「不当な支配」がある場合、そこに通う子どもらには、全く責められるべき理由がない。彼らは、いうなれば被害者であり、守られるべき立場にある。

それにもかかわらず、「不当な支配」があることによって、本来の受給権者である子どもらが、就学支援金を受給できないとなれば、無償化法や就学支援金制度の趣旨・目的と相反する帰結というほかない。

このように、結論が無償化法や規程13条と矛盾することからも、「不当な支配」を理由に挙げる被告の主張が、いかに不合理であるかが分かる。

#### (5) 小括

以上のとおり、規程13条に教育基本法16条1項を読み込むことは背理である。

## 2 審査会の議論を無視していること

### (1) 審査会は支給前提であったこと

原告準備書面(5)第2の4で述べたとおり、審査会の議論では、審査基準のうち、外形的な基準について全校が満たしていることが確認されたほか、報道等において懸念が示されていた事項についても、調査によって、審査基準に反するような事実は何ら確認されていないことが明らかとなり、朝鮮高校の指定に向けて問題はクリアしている状況であった（甲20の6の2）。

被告は、これに対し、上記資料は、「開催前に作成した説明資料であって、審査会における議論の結果ではない」と論難する（第4準備書面9頁）。

しかしながら、上記資料に記載された事実は、第6回審査会を進行する上での前提事実であり、当該資料の説明に基づいて審査会が進行したのであるから、その証拠価値を否定することはできない。

このように、審査会は、朝鮮高校に対し、就学支援金を支給する方向で議論を進めていた。

### (2) 本件不指定処分は、審査会の議論に反すること

ところが、その後自民党政権下の被告は、新たに審査会の開催はせず、追加調査もせず、審査会の結論も出させないまま、本件不指定処分を下した。

その処分の内容が、審査会と真逆であったことは勿論、審査会の意見を聴取する機会を全く設けなかったことから、被告が審査会を軽視していたことは明らかである。

その上、本件不指定処分は、下村文科大臣の「朝鮮総聯と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいる」という全く事実に反する認識に基づいていた。

本件不指定処分は、審査会の判断に反していたというほかない。

(3) 小括

このように、被告は、本件不指定処分にあたり、審査会の議論を無視していた。

そして、上記のような強引というほかない手続で、本件不指定処分が下された真の理由こそ、後に第4で述べるとおり、「政治外交目的」であったからにはほかならない。

3 まとめ

以上のとおり、本件不指定処分のあたっての裁量権行使のあり方は、無償化法の趣旨に反し、その裁量を逸脱し違法である。

第3 本件不指定処分は事実誤認に基づくこと

1 被告の「不当な支配」に関する主張の概要

被告は、「私立学校や外国人学校の自主性が尊重されるべきことや、単に本国や一定の団体と関係があることのみをもって教育基本法16条1項の「不当な支配」がある場合に当たるものではないということは、そのとおり」とした上で、「本件については、朝鮮高級学校と北朝鮮や朝鮮総連とは、単に一定の関係があるというにとどまらず、正に就学支援金の支給要件である適正な学校運営がされていないと疑われる事情や、朝鮮総連が朝鮮学校を利用して資金を集めており、支給された就学支援金が支給法の趣旨に反する使途に用いられると疑われる事情等があったため、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないとの判断に至ったものであり、朝鮮高級学校と北朝鮮や朝鮮総連と一定の関係があることのみをもって上記判断に至ったものではない」とする。

2 規程13条該当性の検討は、教育基本法16条1項の「不当な支配」  
該当性の検討に集約されること

本件不指定処分においてその適合性が問題となっているのは、規程 13 条のみである。

規程 13 条は「指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行なわなければならない」とする。本件において被告は、九州朝鮮高校が規程 13 条に適合すると認めるに足りないとして本件不指定処分を行なった。規程における 13 条以外の他の規程の適合性は問題となっていない。

規程 13 条における「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当」という要請は、無償化法の具体的な条文からの要請ではない。代理受領を認めた無償化法の趣旨から導かれる要請と位置付けられている。

ただし、なぜ確実な充当が実現しない恐れがあるのかという点について、被告は「朝鮮総聯が朝鮮学校を利用して資金を集めており、支給された就学支援金が支給法の趣旨に反する使途に用いられると疑われる事情」と指摘する。すなわち、結局、被告は朝鮮高校に対して「不当な支配」が存するから、確実な充当が実現しないと言っているに等しい（原告は、被告が「不当な支配」故に確実な充当が実現しないと主張しているのみと現段階では整理しているが、被告の主張において、「不当な支配」以外に確実な充当を疑わしめる事情があれば、具体的に指摘していただきたい）。

そして、その他、これまでの本件の議論において、規程 13 条における「法令」として、その抵触が具体的に提起されているのは教育基本法 16 条 1 項以外にはない。

結局、規程 13 条適合性を検討するに当たっては、「不当な支配」があるかないかの問題のみに集約されることとなる。

### 3 不当な支配に関する検討のポイント

これまで原告が主張してきたとおり、最高裁昭和51年5月21日判決においても、教育基本法16条1項で禁止されるのは「教育が・  
・・自主的に行なわれることを歪めるような『不当な支配』」とされており、審査会の議論においても「ある団体が教育に対して影響を及ぼしていることのみをもって、直ちに『不当な支配』（教育基本法16条）があるとはいえない」（甲20の4の3-4頁）とされているから、本件で検討のポイントとなるのは、要は朝鮮高校への影響の有無ではなく、その影響の程度が朝鮮高校における教育現場の自主性を阻害する程度か否かである。

上記のとおり、被告としても、朝鮮高校と朝鮮共和国や朝鮮総聯との間に一定の関係があること自体は問題としないとのことである（これまで被告は、第1準備書面-43頁において「文部科学大臣は、以上のような事実関係を前提として、朝鮮高級学校に対する北朝鮮や朝鮮総聯の影響力は否定できず」と指摘するとおり、朝鮮共和国や朝鮮総聯の朝鮮高校に対する影響力そのものを問題視していたが、そのスタンスを変えるものと思われる）。原告としても、朝鮮高校がその歴史的経緯等から朝鮮総聯等と関係を有すること自体は認めるところであるから、そうすると、結局は、その関係団体からの影響の程度が朝鮮高校における教育現場の自主性を阻害する程度か否かという検討のみに集約されることとなる。

それにも関わらず、これまでの被告国の主張は、朝鮮高校と朝鮮総聯等の関係団体との関係性を指摘するに留まるものに過ぎない。被告の主張を前提にしても、朝鮮高校の自主性が阻害されて教育現場に悪影響が生じているような事実は何も指摘されていない。

### 4 これまでの被告主張の概要と原告の反論概要

不当な支配の有無に関する被告主張は、被告第1準備書面-32頁以下に集約されている。

まず、「3 本件不指定処分に至る経緯」(1)において「本件規程13条に適合するとの意見は出されなかった」とあるが、審査の議事録を見れば分かるとおり、適合しないとの意見も出されていない。むしろ、13条適合性を一応の前提として留意事項の検討に入っている段階であった。

同(2)で指摘される事情については、全て九州朝鮮高校から回答がなされている。その中では、たしかに朝鮮総連等の関連団体との関与自体は否定していないものの、自主性を阻害するような影響の程度があったと疑わせるような事情も全く指摘されていない。

同(3)(36頁以下)で被告が指摘する事実は、単に朝鮮高校と朝鮮総連等の関係性を示すものに過ぎず、学校現場の自主性がどうかという問題とは別次元の指摘である。

同(4)(37頁以下)、(5)(38頁以下)では、各新聞報道に関する指摘があるが、これらの報道内容の真実性は全く明らかでない。単にそのような報道があったという事情に過ぎず、その報道内容が真実であることの根拠は何もない。

同(6)(42頁以下)では、公安調査庁の報告等が指摘されているが、これらの指摘も全て朝鮮高校と朝鮮総連等との関係性を指摘したものに過ぎない。朝鮮高校の現場の自主性がどう阻害されているのかについて指摘したのではなく、「不当な支配」などないという原告らの主張に対する何らの反駁となっていない。

## 5 被告第4準備書面-第3において指摘する事情について

### (1) 裁判例について

ア 神戸地裁平成26年4月22日判決について

被告は同裁判例について、「不当な支配」に当たるか否かについて判示した裁判例であることを認めつつも、本件と関係がないとする。

しかし、原告は、朝鮮高校に対する「不当な支配」がない、すなわち教育現場としての自主性が阻害されていないことの公的判断の一例として同裁判例を引用するものである。同裁判例が「不当な支配」にあたらないとの判断を示したことは明らかであり、被告の批判は当たらない。

イ 福岡高裁平成25年7月17日判決及び福岡地裁平成25年2月15日判決について

同裁判例は「公の支配」（憲法89条）に関するものであるが、教育基本法16条1項の「不当な支配」と判断要素が類似するため摘示したものである。

なお、被告は「専ら、朝鮮学校における教育事業が教育基本法16条の「公の支配」に属するか否かについて判示したもの」と指摘するが、文意を了解することができないので説明を求める。

(2) 就学支援金の流用のおそれについて

被告は第4準備書面-14頁以下で、就学支援金の流用の恐れについて縷々述べる。

しかし、結局、審査会中に、九州朝鮮高校について、流用の現実的なおそれを認定するに足りる具体的な事実は何も指摘されていない。また、北九州市からの補助金実績は、九州朝鮮高校がこれまで公的な金銭について、適正に管理してきたことの証左であり、この点を全く捨象するというのはまさに恣意的な審査と言わざるを得ない。

なお、被告は、15頁において「在籍生徒数について虚偽の報告

を行ない、過剰に就学支援金を代理受領することなども考えられる」、「国から就学支援金が支給されたにもかかわらず学校が授業料に係る債権に充当しないという事態が発生した場合でも、当該第三者に対する不当な働きかけ等により、生徒又は保護者がその旨を外部に明らかにすることができず、結果として、そのような事態が公にならない可能性も否定できない」などと好き放題主張する。しかし、そもそも在籍生徒数について虚偽の報告を行ない就学支援金の支給を受けるならば、それは詐欺罪（刑法246条）である。朝鮮高校関係者が詐欺罪という刑法犯を犯すという根拠などどこにもない。しかも、それを朝鮮高校が組織的に隠ぺいする恐れがあるなど、全く根拠がない。このような被告国の主張内容は、朝鮮高校に対する偏見そのものであり、単なる誹謗中傷である。

さらに、被告は16頁において「指定取消しがされることが予想される法令違反の可能性がある場合であっても、取りあえず支給対象外国人学校に指定した上で事後的な対応をすれば足りるとする旨を述べたものではな」と言うが、朝鮮高校について「指定取消しがされることが予想される法令違反の可能性がある」という指摘には全く根拠がない。

### (3) 事実の重大な誤認について

被告は、従前の主張を繰り返して、事実誤認はない旨述べるが、結局、上の4で述べたとおり、被告主張の事実に対応する具体的な証拠はなにもない。結局、どのような事実認定を基礎に本件不指定処分を行なったのかすら不明である。

仮にそれでもなお、自身の事実認定等に問題がないとの主張を維持するのであれば、下記の資料の開示を求める。

記

- ① 九州朝鮮高校の審査に関し、2012年（平成24年）9月10日（注：第7回審査会の開催日）から2013年（平成25年）2月20日（注：本件不指定処分の日）までの間に、文部科学省において収集・作成された文書
- ② 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成25年2月20日文部科学省令第三号）に関する以下の文書
  - ・ 立案基礎文書並びに立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書
  - ・ 省令案の審査の過程が記録された文書
  - ・ 意見公募手続文書及び行政機関協議文書
  - ・ 省令制定のための決裁文書
- ③ 本件不指定処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書

以上

なお、被告は公安調査庁の報告の信用性について特に指摘するが（結局、公安調査庁という公的機関の報告であること以上に、被告の各主張の信用性を担保することはできないことを自認したことの証左であろう）、そもそも国の機関である公安調査庁の見解を、国の主張の論拠とすること自体、国相手の裁判で、「(当事者であるにも関わらず) 国が言うから信頼しろ」というに等しい。さらに言うと、公安調査庁は、被告が言うとおりの「破壊的団体の規制に関する調査及び処分」のために設けられた行政機関であり、無償化法の要請する教育的観点から調査されたものではない。まさに全く説得力のない主張と言わざるを得ない。

さらに、被告は広島や東京の事例を九州朝鮮高校にもそのままあ

てはめようとするが、広島や東京の朝鮮高校で問題があったことがなぜ九州にもそのまま当てはまるのかという点について全く説得的な説明がなされていない。結局、組織や関係団体との関係性が類似しているから、九州も同じであるという程度の議論であり、このような議論で九州朝鮮高校についても不当な支配が及んでいると認定するなど言語道断である。

## 6 まとめ

以上のとおり、本件不指定処分は、事実誤認に基づくものである。

この度、原告が被告に対して開示要求した資料にも、原告の主張を裏付ける経過が記されていることが十分予想される。

## 第4 本件不指定処分は政治的・外交的理由によってされたものであること

### 1 下村前文科大臣の発言内容（甲60の1）こそが、被告のハ号削除および本件不指定処分の理由であること

#### (1) 被告の主張の概要

被告は、下村前議員の発言や、下村文科大臣の発言（甲60の1）について、①下村前文部科学大臣としての発言と下村前議員としての発言は区別すべきである、②就任直後の下村前文部科学大臣の発言は、本件不指定処分の理由を述べたものではなく、拉致問題以外の問題点も指摘したうえ、結論として国民の理解が得られないという見解を示したに過ぎない、③民主党時代の統一見解を廃止するとの同大臣の発言は、外交上の配慮により判断することを意味するものではない、④同大臣の発言は、ハ号規程を削除した後、朝鮮高校が支給対象となるには、一条校になるか、イロ号による指定を受けるしかないが、そのうちのイ号による指定を受ける場合を念頭に置いたものであった等と主張し、本件不指

定処分は政治・外交的理由によってなされたものではないとする。

しかし、被告の上記主張は、以下の通り、理由が無い。

- (2) 同一人物の議員時代の主張と閣僚時代の主張を区別できると  
いう被告の主張は失当であること（上記①への反論）

原告準備書面(10)第2等にて主張したとおり、野党時代の下村前議員は、排除派の中心人物として、政治・外交的配慮に基づき、朝鮮学校を無償化制度から排除するよう求め続けてきた。

そして、2012（平成24）年12月26日、同年の総選挙を経て、同議員が属する自民党が政権に復帰し、そのわずか二日後、下村文科大臣はやはり排除派の主張を引き継ぎ、朝鮮高校を無償化制度から排除すべく、ハ号削除のための意見公募手続の開始と、その後のハ号削除と不指定処分を行う方針を表明した。

このように、下村前文科大臣の発言（甲60の1）は、その時期も政権復帰のわずか二日後にしか過ぎないし、ただでさえ野党議員時代における主張と内容が同じであり、そもそも下村前文科大臣は下村前議員と同一人物である。

にもかかわらず、内閣を構成する議員閣僚である下村前文科大臣としての発言と、野党議員時代の主張を区別できるという被告の主張①は、憲法が採用した議院内閣制の意義を顧みないものであり失当である。

- (3) 下村前文科大臣の発言内容を本件不指定処分の理由から切り離すことは、許されないこと（上記②ないし④への反論）

上記②ないし④の被告の主張は、大要、政治的・外交的配慮を持ち込むことを明言する下村前文科大臣の発言内容を、事後的に取捨選択または解釈を加え、本件不指定処分の理由から切り離すものであるから、不合理であり理由がない。

ア 被告によるハ号削除の意見公募手続、ハ号削除及び本件不指定処分は、政治的・外交的配慮により全国の朝鮮高校を排除するという下村前文科大臣の発言を発端とした、一連一体の行為であったこと

前記のように、下村前文科大臣の発言（甲60の1）は、政治・外交的配慮に基づき朝鮮高校を不指定にすべきという、下村前議員含む排除派の主張をそのまま踏襲した方針を表明するものであった。しかも、当該発言は、下村前議員の文科大臣就任のわずか二日後に行われた。

そして、被告は当該方針に沿い、「不指定の方向で手続を進め」るべく、同日中に、「朝鮮高校の指定の根拠となる」ハ号削除のための意見公募手続（行手法39条）を開始した。

しかも、下村前文科大臣は、同日中に当該手続を開始することは、朝鮮高校への就学支援金として計上されている予算を「削るぎりぎりのタイミング」とまで発言している。

そして、被告は同手続の終了と同時に、2013年2月20日、ハ号削除及び本件不指定処分を行った。

このように被告は、政治的・外交的配慮に基づき、全国の朝鮮高校を不指定にするという「判断」を前提とした下村前文科大臣の発言を発端に、当該発言内容通り、ハ号削除及び本件不指定処分という目標に向けて、ハ号削除の意見公募手続を開始し、現にハ号削除及び本件不指定処分を行った。

被告による意見公募手続とその後のハ号削除及び本件不指定処分は、いわば一連一体の行為として開始、遂行されたものである。

にもかかわらず、その一連の行為の発端となった下村前文科

大臣の発言内容を、本件不指定処分の理由から切り離そうとする被告の主張②ないし④は、客観的事実と整合しないものであり、内容自体が不合理である。

イ 被告の主張は意見公募手続の意義を失わせること

前項のとおり、ハ号削除に関わる意見公募手続は、その後の本件不指定処分という目標に向けて行われたものであり、朝鮮高校に対する無償化法の適用と、密接な関係を有していた。

ハ号に基づく指定を申請した学校は朝鮮高校以外にもあったし、将来、同号による申請をする他の学校が出てくることも十分考えられるにもかかわらず、同手続によせられた意見は、結局朝鮮高校に無償化制度を適用することの是非という観点からのものばかりであった（甲19。）。市民の目にも、ハ号削除の問題とは、朝鮮高校への同法の適用の問題と映っていた。

意見公募手続は行手法39条に基づき、命令等の制定について、広く一般の意見を求めるための手続である。

被告の主張のように、意見公募手続（とその後の本件不指定処分）の発端となった下村前文科大臣の発言を、後から恣意的に覆すことが許されるのならば、意見を出す市民としては、意見の基礎となる判断材料が後から無に帰させられることとなる。

これでは「行政運営における公正の確保と透明性の向上」（行手法1条）を図るべく、命令等の制定に関し広く一般の意見を公募することとした意見公募手続（行手法39条）の意義が全て失われてしまう。

被告の主張②ないし④は、行手法39条の趣旨を没却する違法な内容であり、なおさら許容されるべきではない。

ウ 小括

以上の通り、被告の主張②ないし④は、ハ号削除の意見公募  
手続、ハ号削除及び本件不指定処分が、下村前文科大臣の発言  
を発端とした、一連一体の被告の行為であるという客観的事実  
と整合せず不合理であること、行手法 39 条の意義を失わせる  
違法な内容であるから、理由がない。

- (4) 被告は、民主党時代の統一見解を廃止し、外交上の配慮により  
本件不指定処分を行ったこと（上記③への反論）

下村前文科大臣は民主党時代の統一見解を廃止するとの発言に  
続けて、「もろもろの事情を総合的に判断、勘案して判断するとい  
うことをございまして、そのように今後は対応するということ  
です。」としており、朝鮮高校に対する指定不指定の判断に政治・外  
交上の配慮を持ち込むことを明言している。

そもそも、外交上の配慮により判断しないのであれば、なぜ被  
告はわざわざ民主党時代の統一見解を廃止したのか、その必要性、  
合理性も明らかにしない被告の主張は理解に苦しむ。

- (5) 上記④の発言は、ハ号申請中の朝鮮高校を念頭になされたもの  
であること（上記④への反論）

下村前文科大臣は、ハ号削除後、イ号に基づき朝鮮高校が支給  
対象となる場合を念頭に発言したと主張する。

しかし、同発言の前の記者の質問は、明らかに同大臣の「北朝  
鮮との国交が回復すれば現行制度で対象となり得る」という発言  
を受けてのものであり、ハ号削除後の制度を前提とした文脈では  
ない。

また、下村前文科大臣の発言当時、全国の朝鮮高校は現にハ号  
に基づく申請中であり、まだ被告による処分はなされていなかっ  
た。にもかかわらずハ号削除後に朝鮮高校が支給対象となる場合

を念頭に発言をする必要が無い。被告の主張は内容自体不合理である。

(6) まとめ

以上のとおり、下村前議員の主張や、下村文科大臣の発言に関する被告の主張は、いずれも内容自体が不合理であったり、法の趣旨に反する許されないものであり、理由がない。

被告による本件不指定処分は、下村前議員を含む排除派の主張を引き継いだ下村前文科大臣の発言の内容通り、政治的・外交的理由に基づくものである。

2 意見公募手続における文部科学省の考え方は、ハ号削除及び本件不指定処分の理由に他ならないこと

被告は、意見公募手続における文部科学省の考え方は、本件不指定処分や規程13条の適合性、本件省令改正自体の理由を示したものであると主張する。

しかし、行手法43条1項は、命令等の制定の理由を示すことを求めている。「文部科学省の考え方」について、本件省令改正自体の理由を示したものであるという被告の主張は、行手法に明らかに反することを認めてはばからない、許されざる主張である。

また、前記の通り被告による意見公募手続、ハ号削除行為と本件不指定処分は、政治的・外交的配慮により朝鮮高校を排除するという下村前文科大臣の発言を発端とする、一連一体的な行為として行われたものである。

したがって、ハ号削除の理由とはすなわち、本件不指定処分の理由でもあるものとして、一体的にとらえられなければならない。

意見公募手続における文科省の考え方は、ハ号削除及び本件不指定処分の理由そのものであり、被告が政治・外交的配慮を持ち込ん

だことは明らかである。

### 3 まとめ

以上のように、本件不指定処分が政治的・外交的配慮により行われたものでないとする、被告第4準備書面の第4の主張は、いずれも理由がない。本件不指定処分は政治的・外交的理由に基づき、無償化法の趣旨に反して行われた、裁量を濫用逸脱した違法なものである。

なお、下村前文科大臣の発言や意見公募手続における「文部科学省の考え方」について、被告がこのような不合理な主張に終始せざるを得ないのは、被告が同発言に沿い、政治的・外交的配慮に基づき、朝鮮高校を不指定にするとの結論を先取りし、とにかくハ号自体を削除し、指定の根拠が失われたことを理由として朝鮮高校を排除できるとの見込みのもと、手続を開始してしまったためと思われる。

もっとも、すでにハ号に基づく申請が行われていたにもかかわらず、当該申請（指定）の根拠を後から削除したという理由で不指定処分にしたとする主張（被告第1準備書面第5の4・43頁等）では、あまりに被告の行為の瑕疵が露見してしまうことから、被告は、規程13条や「不当な支配」等の主張にこじつけたものと思われる（当該主張自体も不当、不合理なものであることは、原告がこれまで主張しているとおりである。）。

以上